

社会福祉法人 豊寿会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊寿会（以下「法人」という。）の定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、もって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。

(構成)

第3条 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の3名で構成する。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

(招集)

第4条 委員会は、理事会の決議の基づき理事長が招集する。

2 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第5条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の解任については、出席委員の3分の2以上をもって行わなければならない。

3 委員会に提出する評議員の選任又は解任に係る議題又は議題の提案は、理事会の決議に基づき理事長が行う。

(情報提供)

第6条 理事長は、委員会における審議にあたり、以下の情報を提供しなければならない。

- (1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由
- (2) この法人及びこの法人の理事又は監事との関係
- (3) 解任については、評議員として不適任と判断した理由
- (4) その他評議員候補者に関する情報

(議事録)

第7条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、出席した委員の全員が記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

(任期)

第8条 委員会の委員の任期は、評議員の任期と同一とし、再任を妨げない。

2 委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第9条 委員会の委員は、無報酬とする。

2 委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。